

家事事件手続の活用による 相続人確定と用地取得について

八重樫 知宏

水資源機構川上ダム建設所 第二用地課（〒518-0294 三重県伊賀市阿保 251 番地）

概要：

本発表は、川上ダム建設事業に要する土地の取得にあたって問題となった相続人多数地について、遺産分割調停等の家事事件手続法（以下、「家事法」という。）に基づく手続を利用して取得した事例に関して報告を行うものである。本件では、相続人の確定と用地取得に向けて、複数の家事事件手続を活用しようとするなかで、多数にわたる相続人から事業に対する理解を深めていただくと同時に各相続人の負担を減らし、なおかつ事業に必要な土地を確実に取得できるよう手法を検討のうえ、関係者との協議・説明を重ねた。また、家事法制定に伴い、遺産分割調停事件においても適用対象となった「調停に代わる審判」が本件の迅速な解決に役立ったこともまた、特筆すべき点である。本論文が、多数相続人間で調整が難航する用地取得の新たな手法を提示し、今後の用地業務の活動の一助となればと考え報告するものである。

キーワード：相続人不存在 家事事件手続法 相続財産管理人 遺産分割調停 調停に代わる審判

1. はじめに

川上ダム事業用地内にある本件土地は、地目が公衆用道路の長狭地で、面積としては 30 m²にも満たない非常に僅かな土地であるが、ダム事業のためには必要な土地であった。

ところが、本件土地の登記簿名義人である被相続人が他界して以降、遺産相続が発生したにも関わらず、相続登記がなされないまま年月を経るなかで、さらに数次にわたって相続が広がったため最終的な相続人が多数となり、さらにはその所在は各地に及んでいた。加えて、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍のうち、一部が廃棄されてしまっているため、相続登記のために必要となる戸籍等が揃わず、このままでは相続登記ができない状況であった。

本件のような、相続関係を証明するために必要な戸籍等が廃棄されて存在しない場合の登記手法としては、現存する戸籍等によって判明する相続人（以下「相続人」という。）全員から「他に相続人のいない旨の上申書」を集め、相続登記する手法がある。これは、震災等で戸籍

が消失するなどした場合など、相続登記に必要な戸籍の収集ができない場合に用いられる手法である。

本件では相続人 20 名のうち、大多数からの協力は得られたものの、一部協力が得られなかったことから、「相続人全員」からの上申書を得ることができなかったため、この手法での相続登記は事実上不可能となった。

さらには、被相続人の中には、既に死亡しているが、相続人のいることが明らかではない、いわゆる「相続人不在者」が存在しているため、用地取得のためにはその者の相続財産を管理するために、相続財産管理人（以下「財産管理人」という。）の選任が必要となる。

以上のとおり、本件土地は「被相続人の戸籍の一部が収集できないこと」「数次にわたる相続が発生し、かつ多数に及んでいること」「相続人の中に相続人不在者がいること」「相続人の中に協力が得られない者がいること」という複数の問題を抱え、これらの要素が組み合わさる形となり、完全取得に向けての課題となっていたのである。

2. 土地の取得に向けた手法の検討

事業を進めていくためには、一部の持分も残さずその土地を完全に取得しなければならない。そのため、当然起業家としては相続人全員の協力を得るべく協議は継続していかなければならない。しかし最終的に全員の協力が得られない場合に本件土地の完全取得を目指すのであれば、相続登記において戸籍等の添付を要さない確定判決等の書面を得ることができ、なおかつ完全取得が見込める法手続を利用する必要があった。

本件のように相続人が確定できない土地については、土地収用法に基づく不明裁判により解決を図るという手段も考えられたが、事業工期の関係や、ほとんどの相続人からは協力を得られていることから、収用以外での解決手法を模索することとした。

そこで解決策として検討されたのが「共有物分割訴訟」と「遺産分割調停」であるが、まずは相続人の負担も考慮し、起業家が主体的立場に関わることのできる手法として共有物分割訴訟を検討した。

本件のような多数相続事案において、相続登記さえ可能であれば持分契約を進め、共有物分割訴訟によって完全取得を目指すことも可能である。共有物の分割については、現物分割が原則であるが“特段の事情”がある場合には、共有者の中で自ら以外の全員の持分を買い取り、単独所有にするいわゆる「全面価格賠償方式」により分割できるとされ（最判平成8年10月31日）本ダム事業はそれに該当すると考えられた。

しかし、本件でこの手法を利用するには、前提として、持分の取得と対抗要件としての登記が必要である。そのためには、相続分の契約をしたうえで、登記のためには別途契約相手に対する持分移転登記訴訟を提起して確定判決を得て登記を目指すなど、手続も煩雑で、検討時点では登記に関しても不確定要素もあったことから本件では採用には至らなかった。ただし、この共有物分割訴訟は、より多くの相続人から協力を得られるのであれば土地の完全取得の実現可能性が高くなり、かつ起業家が主導しながら実施できるので、持分登記が可能な場合には極めて効果的な手法である。

以上から、本件では「相続人」主体の遺産分割調停による解決を目指して行くこととなったが、如何に相続人の負担を軽減しつつ確実な土地取得が可能となるよう手法を検討していくかが課題であった。

3. 当該土地の解決策

3-1. 財産管理人の選任と遺産分割調停

本件土地を取得するために解決すべき諸課題を克服し、土地を完全に取得するための手段として今回活用したのが家庭裁判所（以下「家裁」という）による「遺産分割調停・審判」の手続であるが、これは、相続人の間において遺産分割により契約の相手方となるべき相続人を確定するために、相続人間での協議が整わない場合に家裁へ申立てる調停と審判の手続である。

一旦調停に付されると、後述する「調停に代わる審判」により解決が図られる可能性もあり、仮にそれに至らず、調停不調となった場合でも、自動的に通常の審判手続に移行する（家事法第272条第4項）ため手続がスムーズであり、最終的には必ず審判により結論が得られる。さらに審判書があれば、相続登記において戸籍の添付を要しないとされているため、登記の問題も解決できる可能性がある。

問題は、遺産分割の方法と調停の申立人である。

まず、遺産分割の方法については、「土地はAに、現金はBに」というように個々の財産を誰に相続させるかを定める「現物分割」、相続財産を売却し、金銭を各相続人に分ける「換価分割」、特定の相続人が財産を相続する代わりに他の相続人に金銭を支払う「代償分割」など複数の方法がある。本件では、被相続人の土地は非常にわずかな土地のみであり現物分割はなじまず、機構としては土地の完全取得を目指していることから、「代償分割」が最も望ましい遺産分割の方法であった。

相続人の中で代表して遺産を相続する者（以下、「代表相続人」という。）がいれば、調停等の手続の中で代償分割を主張することで、遺産分割調停により相続人の確定が可能になり、機構が望む代償分割に近づくことも可能であると考えられた。

次に申立人であるが、遺産分割調停の申立人は原則として「共同相続人」であり、機構は調停の申立人としての権利を有しない。また、本件土地の性格上、相続人に本件土地の相続分以上の出費や煩雑な手続への関与を強いることもできず、相続人自らが申立てをするインセンティブはない。

一方、相続人不存在者に係る財産管理人は相続財産整理のため、本件相続分を確定する必要がある。本件では用地取得にあたって財産管理人を必ず選任しなければならないが、公共事業における用地取得においては、国や地方公共団体が利害関係者として申立てを行うことが認められているため、本件土地を取得する必要のある機構がそれに準じた扱いを受け、利害関係者として財産管理

人を申立てることは可能であると考えられた。そこで機構は、利害関係人として、地元の法律家である司法書士を候補者として財産管理人選任申立を家裁に行い、選任された財産管理人に遺産分割に関わる一切の手続を任せることで、協力者の負担軽減を図ると同時に、各種法手続を確実に遂行していくこととした。

本手続にかかる一連の流れは次の通りである。

【取得に向けた手続の流れ】

- ① 機構が利害関係人として家裁に財産管理人選任の申立を行い、財産管理人が選任される。
- ② 財産管理人が家裁に権限外行為許可を得て、遺産分割調停申立をおこなう。
- ③ 財産管理人・代表相続人は調停手続の中で代表相続人への代償分割を主張
- ④ 調停の成立、または審判の結果代償分割により、代表相続人の遺産取得が認められる
- ⑤ 相続人となった代表相続人と売買契約締結、登記完了

上記方針と進め方に関して相続人の方々と協議を重ね、相続人の中から事業への協力を申し出て頂いた方がいたため、その方を単独の代表相続人として手続を進めていくこととなった。機構としては土地を必要とする事業の原因者として、関係者と緊密に連携を取りながら、手続の進行に合わせて協力していくこととした。特に財産管理人を通じては、遺産である本件土地がダム事業用地であり、機構が取得予定であることなどの事情を家裁に上申するなど、確実な取得に向けての協力を得た。

3-2. 本件解決手法の特徴

機構が本件土地を取得するためには、遺産分割の結果、代償分割により代表相続人に単独相続がされることが望ましい。そのためには出来る限り多数の相続人から協力を得て代表相続人へ持分を集約することが重要となる。

家裁の実務上、自らが相続人となることを望まず、特定の者が相続することに同意している場合、「相続分譲渡証書」と調停からの「排除申立書」を家裁へ提出することにより、遺産分割調停の当事者から除かれる。本件を解決するに当たり、最大の注目点こそ、この両書面を調停の申立てと同時に家裁に提出できた点にある。

本来であれば遺産分割調停では、各相続人は家裁まで出廷しなければならないが、ほとんどの相続人は手続への関与を望んでおらず、代表相続人への単独相続を認め

ている状況で、調停に際して相続人全員にそれぞれ出廷してもらおうとなると、非常に時間も手間もかかることとなり現実的ではない。

そこで、本件に関しては、代表相続人以外から、調停に関与することを望まない場合には、「相続分譲渡証書」を提出してもらうことで、相続人の希望する代表相続人への相続を確実にし、併せて「排除申立書」を提出してもらうことで、煩雑な調停の手続に関与する必要がなくなるようにして、協力を得ていったのである。

なお、通常は排除申立書には「相続分譲渡証書」又は「放棄証書」を添付することとなっているが、相続分「放棄」ではその持分は他の相続人に対して等しく分散することとなる。機構としては完全な土地の取得を目指しており、自らが単独相続人となり、ダム事業に協力したい旨を示された代表相続人のご意向を踏まえうえて、その他の相続人の意向も確認しながら、相続分の放棄で持分が分散するのではなく、代表相続人に相続分集約が図られるよう協議・説明を重ねて理解を得ていった。

以上のことから、調停と同時にほとんどの相続人から両書面を家裁へ提出することができ、家裁から排除の決定がなされたために、多くの相続人は調停の手続から除かれることとなった。

その結果、遺産分割調停に関わる当事者は「代表相続人」、「財産管理人」、「遺産分割について協力が得られなかった者」の三者に絞られ、手続の簡略化が達成されたのである。

3-3. 調停に代わる審判（家事法第 284 条）

調停期日、一部の当事者が出廷しなかったため調停成立には至らなかったが、そこで調停委員から「調停に代わる審判」が行われる方向であることが示された。

今回最終的な解決の判断をもたらした「調停に代わる審判」とは調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で事件の解決のための必要な審判をすることができる（家事法第 284 条）というものである。その趣旨は、一部関係者のわずかな意見の相違や非協力で合意に至らない場合や一方当事者に手続関与の意欲がなく調停期日に出席しない場合などでも調停を不調にすることなく、当事者に異議申立の機会を保障しつつ、家裁がそれまでに収集された証拠に基づき合理的かつ具体的な判断を下すことにある。

この「調停に代わる審判」は、以前は家事審判法により定められていたが、遺産分割調停事件はその対象とさ

れていなかった。しかし、平成25年に家事法が施行されたことで遺産分割調停事件も対象となり、本件解決にも役立ったのである。

本件では、家裁において、本件土地を機構が事業用地として取得予定であることなども含めて、当事者の意見等一切の事情が考慮され、最終的に代表相続人が当該土地を単独取得するという内容の審判が下され、2週間の異議申立期間を経て異議申立がなく審判は確定した。

本件は、調停手続の中で当事者間において特段の争点もなく、遠隔地の当事者もいた事案であり、調停に代わる審判による解決は、まさにその制度趣旨に合致したものであったと考えられる。また、調停に代わる審判が下されたことで、従来調停不調、審判手続への移行による解決に比べてかなりの期間短縮となり、代表相続人らの負担を軽減することができたといえよう。

3-4. 登記に向けた最終課題

本件解決の最終課題は相続登記であったが、本件のような数次相続における遺産分割の登記事案においては、審判書にいかなる情報が記載されるのかが重要となる。

そもそも審判書が戸籍に代わり、相続登記における登記原因証明情報となり得るのは、家裁が審判にあたり戸籍類を調査し、被相続人の相続関係が確定され、その内容が審判書に記載されるからであり、法務局はその記載内容に基づき登記をすることになる。

仮に各相続人に対して相続登記を行った後さらに代表相続人への持分移転登記をする場合、登記件数も膨大となり、そもそも持分移転については改めて関係者から協力を得なければならない場合も想定されるなど、複雑かつ非常に困難になることが予想された。

一方、数次相続における遺産分割事案にかかる登記先例では、各相続登記が未了である場合において、中間において数次に行われた相続が単独相続となるよう、すべての相続人（承継人）が関与して遺産分割協議をすれば直接、最終の相続人名義での登記が可能となる。

本件では相続登記未了であることから、機構としては被相続人から代表相続人に直接相続登記が可能となるよう、財産管理人を通じて法務局、家裁と調整を行った。

登記先例と照らしながら法務局と協議・調整を重ねた結果、被相続人から代表相続人へ直接登記するためには、被相続人から相続人への相続が枝分かれせず、その過程が審判書の内容として分かるものでなければならなかった。具体的には、全ての相続人が遺産分割に関与し、被相続人から枝分かれした複数の第一次相続人のうち一名

が相続し、その第一次相続人からさらに枝分かれした複数の第二次相続人のうち一名が相続し、最終的に代表相続人にたどり着くような過程が審判書に記載されることで「被相続人→第一次相続人→第二次相続人→代表相続人」という経過をたどった登記嘱託を行うこととした。

【登記嘱託書の登記原因】

「昭和〇年〇月〇日 A（第一次相続人）遺産相続昭和×年×月×日 A 1（第二次相続人）遺産相続昭和△年△月△日相続（代表相続人）」

4. 結論

今回は、非常に小さな土地が抱えた相続に絡む複数の大きな問題を解決するために実際に行った手続をもとに報告した。

今回の手続において利用した財産管理人制度も、遺産分割調停も決して新しい手法ではないが、これら複数の家事事件手続を組み合わせ、財産管理人を通じて家裁や法務局との調整を行いつつ、代表相続人や他の相続人の意向を踏まえながら代表相続人が単独相続できるよう、登記も含めて確実な取得へ向けて様々な調整を行いつつ手続を進めた。その結果、財産管理人選任申立から契約・登記まで約10か月で完了することができた。

公共事業に伴う用地取得においては、「相続人が確定できない」「相続人不存在者がいる」などの問題を抱えた土地は必ずしも珍しい話ではない。今回のように対象となる土地はわずかだが手間と時間がかかりそうな案件では、相続人の方々へ理解を求めながら代表相続人に持分を集約し手続を簡略化して進めていくという手法は、結果的には各相続人の負担も軽減され、起業者としても確実な取得が期待できるので非常に有効な手法だと考えられる。

また、今回の遺産分割調停に関しては、家事法施行後の調停に代わる審判の対象となったことも手続の迅速化に大きく寄与したものと考えられる。今後、多数相続や遺産分割が隘路となっている他の案件でも適用される選択肢となるのではないだろうか。

今回採用した手法は、機構内でも新たな取り組みとなった部分もあり、調停に代わる審判の適用も含めて先駆的な事案となった。今回の手法が必ずしも他の類似する案件に適用できるとは限らないが、今後の用地業務の一助となれば幸いである。